

(白石資隆議員) 私は完全無所属でありますので、率直な質問をさせていただきます。厳しい意見もあろうかと思いますが、前向きで簡潔な答弁をよろしくお願いいたします。

まず、財政と県民所得について質問いたします。県の財政は、未来開拓プログラムにより財政健全化を目指し、来年度から収支の均衡した予算を組むことを目標とし、知事は二十一日の質問においても、目標達成に取り組むと改めて答弁されております。しかし、今年度の予算編成を見る限り、目標達成するには、さらなる歳出カットが必要であります。どのように行うのでしょうか。

同時に、財政の改善には歳出カットだけでなく、税収をふやすことも必要であり、新とちぎ元気プランにおいて、成長戦略も推進するとあります。

そこで、その取り組みの一つとして、一人当たりの県民所得を三百万円以上にするなど、県民所得向上の目標も掲げ、それに向けた対策も必要かと思いますが、あわせて知事にご答弁をお願いいたします。

(福田富一知事) ただいまの白石議員のご質問にお答えいたします。とちぎ未来開拓プログラムにつきましては、平成二十一年度から平成二十四年度までを集中改革期間として、県民の皆様のご理解をいただきながら、その着実な推進を図っているところであります。この間、職員の給与カットなどの内部努力の徹底、歳入の確保、事務事業の見直しによる行政経費の削減など、財政健全化の取り組みを積極的に推進することにより、平成二十三年度末時点で財政調整的基金残高を四百二十七億円確保できるなど、順調に成果を上げているものと考えております。

平成二十四年度当初予算につきましても、東日本大震災等からの復興対策に積極的に対応する中で、プログラムに掲げた取り組みの着実な推進等により、財源不足額を圧縮し、財政調整的基金の取り崩しを八十七億円にとどめたところであります。

平成二十五年当初予算につきましても、これから編成作業に入っていくこととなりますが、年末に明らかになる国の地方財政対策を踏まえつつ、プログラムに定められた歳出抑制の取り組みを着実に実行することなどによって、プログラムの目標であります収支の均衡した予算編成に鋭意取り組んでまいります。

次に、県民所得向上に向けた対策についてであります。本県の発展を支える産業をバランスよく振興し、雇用の創出や安定を図っていくことが、結果として県民所得の向上につながっていくものと考えております。栃木県重点戦略新とちぎ元気プランでは、「明日を拓く成長戦略」を掲げて、県内に集積した成長性の高い自動車や医療機器、環境など重点五分野への支援、地域経済への波及効果が大きい企業等の誘致、力強い農業の振興、さらには地域資源を生かした観光振興など、高い付加価値を生み出す、厚みのある産業構造の実現に向けて取り組んでおります。

また、ものづくり分野に加えまして、観光や介護、福祉など、今後成長が見込まれる分野の人材育成や、とちぎジョブモールを中心とした総合的な就労支援等により、雇用の促進にも取り組んでいるところであります。

世界的な景気低迷などの影響によりまして、県内経済は厳しい状況にありますが、引き続き新とちぎ元気プランに掲げた施策の着実な推進を図って、県民所得の向上につなげてまいります。

(白石資隆議員) 再質問をさせていただきます。財政健全化のためには、まずとちぎ未来開拓プログラムの目標を必ず達成していただきたいと思っております。答弁にあったように、今年度八十七億円の財源不足であり、とちぎ未来開拓繰越金が約五十億円程度あるかと思っておりますので、約三十七億円程度歳出削減が必要かと思っております。さらなる尽力のほど、よろしくお願いいたします。

ここで、さらに経営管理部長に再質問いたします。知事にも、よくご理解いただきたいと思っております。知事は、さきの答弁でとちぎ未来開拓プログラムの後も考え方を引き継ぎ、財政健全化に係る取り組み方針をつくと答弁されました。その方針の中に、まずはプライマリーバランスを黒字化する目標を入れていただきたい。簡単に言えば、借りる金額よりも返す金額をふやすということです。今年度の当初予算で見ると、約五十六億円の赤字であります。まず、その黒字化を目指す計画を立てていただきたいと思っております。

さらに、その目星がついたら、今度は借金残高削減計画をつくっていただきたいと思っております。過去に借りた借金の金利が非常に高く、借金残高が減らない最大の要因となり、今の財政を圧迫しております。典型的な過去のツケであります。一兆円を超える残高がありますが、それが減って初めて真の財政健全化と言えるかと思っております。

そこで、財政健全化取り組み方針に、必ず今述べた二つの計画を取り入れていただきたいのですが、ご答弁をよろしくお願いいたします。

(五家正 経営管理部長) 再質問にお答えいたします。ただいま議員からご指摘ありました財政健全化への取り組み方針(仮称)でございますが、これにつきましては平成二十五年の当初予算案の編成に合わせまして、策定してまいりたいと考えております。したがって、具体的な内容の検討

はこれからということになります、ただいまご指摘のあった点なども十分参考にさせていただきながら、検討してまいりたいと考えています。

（白石資隆議員） 参考ではなく、ぜひ入れていただきたいと思います。栃木県は、とちぎ未来開拓プログラムにより、以前と比較すれば財政はよくなっておりますが、一般的な見方をすれば、借金残高がふえ続けているわけですので、財政は悪化している状態であります。

私は、この財政については、大変危惧しております。都道府県の財政がよくなると、国の財政もよくなりません。国の国債は、今のところほとんど国内で消化できておりますが、時間の問題で国民の預貯金を借金が上回り、また、年金の原資も足りなくなります。そうなったとき、将来、ほかの国の援助を受け、影響を受けざるを得なくなります。今日本は世界の中で急速に力を弱め、領土問題で騒がしいお隣の中国の影響が大きくなる中で、日本が財政悪化するわけにはいきません。

ですので、経済効果のない便利さ程度の事業の見直しや、県と市の二重行政並びに昔からのマンネリ事業は全面的に見直す。福祉の名のもとで、やることをやらない人を甘やかさない。財政健全化のためにはいろいろな障害があるでしょうが、真っ当な社会を残すことが政治の責務だと思います。また、財政健全化は非常に苦しいことですので、同時に県民所得を具体的な数字を挙げて、前向きな目標及び対策を打っていただきたいと思います。これは要望といたします。

続きまして、県有施設について質問いたします。県は、公共土木施設以外にも出先機関、高校、警察、病院など、多くの県有施設を所有しておりますが、多くが三十年以上経過し、建てかえ等も視野に入れねばならない施設が多々あります。人口減少する将来を見据えて、建てかえありきでなく、統廃合も含めて考えねばならない時期に来ております。

そこで、県有施設の今後の計画、それに伴う財政計画、そして、いざ建てかえのための基金の積み立てをどうしていくのでしょうか。並びに、塩漬けになっている県有未利用地も随分ありますが、利用、売却計画はどうなっているのでしょうか、あわせて経営管理部長にお伺いいたします。

（五家正 経営管理部長） ただいまのご質問にお答えいたします。県有施設は、現在、約六千三百棟ございます。そのうち、築後三十年以上経過しているものが面積ベースで約四割でございます。今後、これらの老朽化した施設の更新や維持管理のあり方が、大きな課題となってまいります。

県では、これまでも老朽化施設の建てかえを初め、耐震補強や修繕等の維持管理に努めてまいったところでございます。さらに、現在、県有財産総合利活用指針に基づきまして、各施設の利用状況等の実態把握や適切な維持管理のあり方等の検討を行っているところでありますが、その結果を踏まえ、利用しない施設は売却等により総量縮小を図るとともに、利用していく施設は適切な保全措置等により、長寿命化を図ってまいりたいと考えております。

施設の更新や長寿命化につきましては、財政負担の平準化の観点も踏まえ、計画的な実施を図ることとなりますが、その財源につきましては、県有施設整備基金の適切な積み立て・活用などを図りながら対応してまいります。

また、未利用県有地等につきましては、売却による処分のほか、公募による貸し付けを開始するなど、利活用等に取り組んでいるところであります。今後は、これらの取り組みをさらに拡大するため、全庁的に対象物件の洗い出しを行い、未利用県有地等の積極的な利活用や処分に取り組んでまいります。

（白石資隆議員） 再質問いたします。利活用計画はあるということですが、私が言っておりますのは、いつかはこの施設は壊れますので、そのときのことを考えた計画をつくっていただきたいと思っております。

今、経営管理部長からご答弁ありましたように、全国至るところで耐震補強や長寿命化対策はしておりますが、いざ壊れたときの対策というもの、方針・計画を立てているということは聞いたことがございません。今、経営管理部長は基金を積んでいると述べられましたが、現在、基金残高は約五十億円程度です。全体の県有施設を考えれば、スズメの涙程度の金額です。このままでは全然足りません。いろいろな施設も寿命を迎え初めておりますので、そろそろ現実を直視しなければいけないと思います。

ですので、まず全体方針をつくる。例えば県有施設ごとに、二十年が経過したら基金を積み始める。三十年が経過したら、大局的な観点から有識者を交えて各施設の今後のあり方を検証する。その検証結果をもとに、施設関係者や地域の人たちと協議をするなど、まず全体的な指針をつくるべきかと思っております。建てかえの場合は、地域や関係者の反発も少ないでしょうが、いざ統廃合となると、反発が非常に大きいと思います。しかし、今後の人口減少、財政事情を考えると、それも避けては通れません。そのためにも早い段階から方針を定めるべきだと思うのですが、もう一度経営管理部長にお伺いいたします。

(五家正 経営管理部長) 再質問にお答えいたします。確かに約六千三百棟と申し上げましたが、これらについて適正な管理あるいは維持補修、それから、ご指摘のいわばライフサイクルといったコストも考えると、積み立てについてもさまざまな知恵を絞らなければならない。いずれにしても、これからどのように対応していくのか、また、各部局が所管する施設の性格も庁舎、学校、それから研究施設等、さまざまにわたるわけでございますので、これについてどのような対応ができるのか、ただいまのご指摘も踏まえて検討させていただきたいと思っております。

(白石資隆議員) 将来建てかえるお金がなくて、幽霊屋敷みたいな施設がふえないように、ぜひとも早い段階から基金を積み立てたり統廃合を計画するなり、前向きにいろいろ考えていただきたいと思っております。また、当然のことながら、新しい建物をつくる余裕もありません。そういったことも考慮に入れまして、施設のあり方の基準を定めていただきたいと思っております。

また、県有未利用地につきましては、民間相場より高いため売れないというケースも耳にしますし、ネットによる公売もやっているようですが、調べた限り、余り出ておりません。売る努力が足りないために、評価額が下がっている土地も随分あります。塩漬けにしているも何の価値もありませんので、固定資産税が入る市町と連携しまして、市場の値動きにもっと敏感になって真剣に取り組んでいただきたいと思っております。これは要望といたします。

続きまして、県有施設の具体的な例としまして、県営住宅について質問いたします。これにつきましては、さきの予算特別委員会で質問いたしました。公営住宅は、一昔前なら民間住宅が不足していたため必要でしたが、現在は民間のアパート供給がふえ、むしろ公営住宅は民業圧迫ではないかとの声も聞こえてきます。今後、人口が減り、住宅がさらに余ることは確実であります。時代の流れから公営住宅の役目は一部を除き終了し、建物等のハード面や管理は民間に任せて、行政はソフト面の対策に重点を置くべきだと思います。

そこで、新たな公営住宅の建てかえは見直し、利便性がよく空室の多い民間住宅の借り上げや、現在公営住宅に入居している人の中で、本当に生活が厳しい人たちもおりますので、その対策として、民間アパート大家と契約して補助や修繕費を出して、アパートの家賃を下げてもらおうなどの政策に変えていくべきだと考えますが、県土整備部長にお伺いいたします。

(熊倉雄一 県土整備部長) ただいまのご質問にお答えいたします。県営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対しまして、低廉な家賃で住宅を供給するものでありまして、また、災害時の被災者などにも対応する施設としまして、住宅セーフティネット上重要な役割を担っております。また、今後の人口減少社会におきましても、高齢化の急速な進行によりまして、高齢者単身世帯等の増加が予測されているところから、引き続き県営住宅の必要性は高いものと考えております。

民間住宅の借り上げ方式等につきましては、住宅が分散することによる入居者への対応や建物の管理運営が非効率になるなど、さまざまな課題があると考えております。このため、県といたしましては、県営住宅の長寿命化の推進などによりまして、既存施設の有効活用を図り、住宅に困窮する県民が安心して暮らせるよう取り組んでまいります。

(白石資隆議員) 県内の民間住宅の空室率は、統計ですと約一八%でありまして、年々増加しております。ちなみに私は地元の小山市の空室を、会報をポスティングしながら自分の足で数えましたら、約五千部屋以上あいておりました。これは統計でなく事実です。並びに県全体の県営住宅数は約八千部屋程度かと思っております。所得があっても必要のない人もおりますので、六千部屋もあれば足りるでしょう。小山市の空室とプラスアルファ程度で、県全体の公営住宅程度なら賄えてしまいます。

今、県土整備部長は、災害のためとか高齢者のためとかおっしゃいましたが、住宅が足りないならばいいのですけれども、住宅はあり余っているのです。これは独居老人がふえるとか災害者が多いとか、関係ありません。住宅は民間で余っておりますので、それが公営住宅を引き継ぐ理由とは、到底思えません。今の公営住宅法によりまして、国が建てかえ費用に約四五%も出して公営住宅を続けております。これは既得権益を守りたい人もいるからでしょうが、民間住宅はあり余っておりますので、時代にそぐわないと思っております。ですので、国から四五%の補助が出るからだとか、慣習だからとか、今までのやり方を改めまして、新しく時代に合った対策に変えるべきだと思っております。もう一度県土整備部長にお伺いいたします。

(熊倉雄一 県土整備部長) 再質問にお答えいたします。全体の住宅の事情と県営住宅の事情は、やはり違うと思うのです。住宅に困窮する低額所得者の方が、栃木県で五万世帯ぐらいいる。栃木県営住宅、それから市町村営住宅で二万戸、まだほかにもいろいろな工夫をして住んでいる方がいらっしゃる中で、小山市におきましても、例えば県営住宅の募集をしますと、四・六倍という相当な倍率で需要があります。このため、住宅に困窮する低所得者に対して、県としては県営住宅を維持していく必要があると考えております。

(白石資隆議員) 今、募集倍率が四・六倍とありましたが、私は、公営住宅の募集をするときにくじ引きの場所にいたことがあるのです。見ておきますと、確かに募集すると来る人は多いのですが、自分に合わないと入らないのです。ただ、安いから来る人は多いが、実際は入らないのです。そこまで実際に困窮しているとは思えないのです。実際に公営住宅の空室が随分ありますので、今の県土整備部長の答弁は、実際と合わないと思います。もう少し現実をよく見据えていただきたいと思います。これは県土整備部長を責めているわけではありません。今までの制度、今までのあり方が問題だと思いますので、もう一度見直しをお願いしたいと思います。来年度も予算化されるかと思いますが、それはそのとききちんと私も対応したいと思います。

続きまして、栃木の知名度アップについて質問いたします。栃木県は、実力はあるが知名度が低く、PRが足りないとよく指摘をされます。栃木県民でさえ、他県の人や海外の人に対し、栃木県の何をPRすればいいのかわからないと言われます。知名度アップや魅力を伝えるには、県によるPRだけでなく、県民一人一人が栃木のことをもっと知り、PRマンになる必要があるかと思えます。

そこで、さきの質問でもありましたが、県民に栃木の魅力を知ってもらうためにどのような対策をしていくのか、また、県としても、全国に栃木はこうだと発信できるインパクトのある施策が必要かと思えますが、知事にご答弁をお願いいたします。

(福田富一知事) ただいまのご質問にお答えいたします。県におきましては、本県の有する多彩な魅力や実力を県内外に積極的にアピールし、無名有力県から有名有力県への転換を図るため、とちぎブランド推進本部を設置して、全庁挙げてブランドに着目した誇り輝くとちぎづくりを推進しているところであります。

しかしながら、認知度や魅力度について、民間の調査機関が行ったアンケート調査によりますと、本県は全国的に見れば依然として下位に位置しており、魅力や実力がいまだ十分に伝わっていない状況にあります。本県のすばらしさを多くの方々を知ってもらい、知名度アップを図るためには、これまで以上に情報発信力を高めていくことが必要であり、県民の皆様にもみずからPRしていただくことが効果的であると考えております。

そのため、県ホームページ内に、本県のさまざまな魅力と実力を紹介する「とちぎの魅力」コーナーを設けるとともに、私もとちぎ元気フォーラムなどにおきまして、県民の皆様に対し、積極的に栃木を自慢していただくようお願いしているところであります。今後とも、県民の皆様が栃木のすばらしさを再認識していただき、県内外へのPRにご協力いただけるよう取り組んでまいります。

また、本年五月にオープンしましたとちまるショップや、先日名称を決定いたしましたイチゴの新品種「スカイベリー」、本県のマスコットキャラクターであります「とちまるくん」などを本県のブランド戦略の中核として活用し、全国に向け栃木のすばらしさを積極的に発信してまいりたいと考えております。

今後とも、栃木ならではの商品開発や地域資源の活用により、本県の魅力や実力にさらに磨きをかけ、県民と一体となったオール栃木体制で、知名度アップとブランド力の向上を図ってまいります。

(白石資隆議員) 再質問いたします。知事は、行った場所で、栃木の魅力を書いた紙を配ったり、またホームページ上に書いてあるのはよくわかります。ただ、栃木県といっても非常に広いので、もっと多くの県民に伝わるように、また、もっと簡単にわかりやすくしたものをつくっていただきたい。それがなるべく多くの県民に行き渡るように、県内のいろいろな施設に置いたりとか、とにかく多くの人に栃木はいいところだと具体的にわかりやすく伝わるような努力をしていただきたいと思っております。

また、栃木の魅力は、知事が以前から力を入れておりますように、私も食べ物にあると思っております。私は二十代の十年間、東京に住んでおりましたが、栃木に戻ってきて感じるのは、お米や野菜などは、栃木の新鮮なものの方が圧倒的においしいということです。ただ、残念なことに、栃木には新鮮な食材があるのですが、それを引き立てる食品や料理店が非常に少ないと思います。東京にはない物なのに、何かもったいないなと思っています。地産地消とよく言われますが、本当に農家から直で仕入れて、その新鮮な野菜を生かす努力をすれば、これは観光地も含めてですけれども、もっと栃木の魅力を十分にPRできるのだろうと思っております。

また、栃木をPRする方法として少しインパクトのある対策といたしまして、外から見たら栃木県はどうかという視点から、一つ提案質問をいたします。「栃木県」は漢字ですが、これを平仮名にすることはご検討できないでしょうか。なぜか。知名度が低い原因の一つは、栃木という漢字の難しさにあると思います。栃木県民は、栃木の「栃」の字を書けて読めて当然と思うでしょうが、一歩他県に行きますと、実は書けない人が多いし、読めない人も意外と多いのです。

さらに、海外に至ってみれば、漢字が通じる台湾や中国では栃という漢字がないのです。ですので、中国や台湾など向こうでつくったパソコンですと、栃木という字が、漢字でインターネット検索できないのです。栃の字は、調べてみますと起源がよくわからず、そんなにこだわる必要性はないかと思

うのですが、ご検討願えないでしょうか、知事にご答弁をお願いいたします。

(福田富一知事) お答えいたします。まず、「とちぎの魅力・実力ランキング」という一枚紙の裏表に、県内の各地域の歴史・文化あるいは栃木の産業、そしてまた、観光スポット、こんなものを書いた物を各地域でお配りしておりますが、もう少しポイントを絞って、わかりやすく説明する方法については考えていきたいと思っております。

それから、食べ物につきましても、おいしいものがたくさんある。全くそのとおりだと思います。ことしは「かんぴょう伝来三百年」で、カンピョウを使った料理を新たに高校生などが開発しまして、生協でも、過日販売したところがございます。こういった郷土料理、あるいは栃木の食材をふんだんに使った郷土料理のコンテストもこれから仕掛けていって、栃木の料理をさらに多くの方々に召し上がってもらい、情報発信する取り組みもこれから必要ではないかと思っております。

それから、栃木県の栃木を平仮名にしてはどうかというお話でございます。これにつきましては、岩崎信議員からも平成二十年六月の議会で同様のお話がございまして、これを平仮名県にする場合には、法律に基づくということで、名称変更該当するとなっておりますので、国会の議決あるいは住民投票を経て、栃木県の栃木を平仮名に直すという作業が必要になってまいります。住民投票だけでも九億円近くかかるわけですから、そんなことをやってもいいのかという問題もあると思っております。

さらに、栃木につきましても、県庁で使っている資料については、さまざまな分野で平仮名文字に直しているところもあります。

正式な栃木県の栃木を平仮名にすることについては、慎重な対応が必要だと。栃木の栃は国字、日本が定めた漢字であるわけですが、それはそれで歴史があって、栃木県が誕生したころは木へんに漢字の万と書く。あるいは木へんに象、それで栃とあらわしたときがあって、県の政令、栃木県の知事令というのですか、正確でなくて申しわけないですが、それで今の栃に統一したという歴史がありますので、そういった歴史も重んじていく、大切にしていける必要があるのではないかと考えております。

いずれにしても、ブランド力を高める努力はしてまいります。即効性のある、そしてまた、県民の多くの方々が支持してくれるものを中心に、当面行っていく必要があるのではないかとと思っております。

(白石資隆議員) 名称の変更は簡単にいく問題ではありませんので、これは県民の皆さんにもいろいろ聞かなければなりませんし、まずはこういった議論がわき起こること。県民の間で、栃木を平仮名にしてもいいのではないかと風潮が出ないことには始まりませんので、まずはこういった議論を起こすという意味でも質問させていただきました。その暁には、どうぞよろしく願いいたします。

次に、生活保護について質問いたします。栃木県でも生活保護受給者は二万人を超え、特に年金未納による年金所得がない、少ない高齢世帯が四割を占め、まじめに年金を納めていた人たちよりも金額が多いため、不満の声がかなりあります。また、昨今では、働ける世代が生活保護を受給するケースがふえ、まじめに働くよりも、生活保護を受給したほうが生活が豊かだという声も聞こえ、何とも理不尽な社会に陥っております。

これは、制度や金額を決めている国の責任が大きいわけですが、県でできる対策として、就労支援や安易な受給意識の改善、また、不正受給の取り締まりにもっと力を入れるべきだと考えますが、保健福祉部長にお伺いいたします。

(中里勝夫 保健福祉部長) ただいまのご質問にお答えいたします。本県の生活保護受給者は、雇用情勢の悪化等に伴いまして、本年七月現在で二万六千四百四十一人、対前年度比で四%増となっております。特に稼働能力のある者を含む「その他世帯」というところに分類される方が、対前年比一三%と大幅に増加しております。

このため県では、生活保護受給者の早期自立に向けまして、県社会福祉士会の協力のもと、自立支援専門員による求職活動から職場定着に至るまでの総合的な就労支援に取り組むとともに、福祉事務所におきましても、訪問面接の徹底により受給者の就労意欲改善など、個々の能力に応じた支援に努めているところでございます。

また、課税調査による適正な所得の把握を通じた不正受給対策に努めておりますほか、来月から県の福祉事務所に新たに医療扶助相談・指導員を配置いたしまして、重複受診者等に対する適正受診指導を強化するなど、医療扶助の適正化にも努めてまいりたいと考えております。

今後とも、市町村や地域の民生委員、ハローワークなどの関係機関と一層緊密な連携を図りながら、生活保護の適正な実施に努めてまいります。

(白石資隆議員) 保健福祉部長の答弁ですと、働ける世代の受給者がふえているということですが、私が危惧しておりますのは、生活保護を受けたほうが楽だという安易な考えを持つ人がふえているということです。本来は、本当に困窮している人を助ける制度なのに、そうでない人たちが受給している、また、もらおうとしている。こうしたモラルの欠如が問題かと思っております。

ですので、受給者の中で疑わしい人は随分おりますので、そういった方々の生活実態を監視する体制をつくっていただきたいのです。ケースワーカーが年に数回訪問しておりますが、年に数回程度の訪問では、生活実態を把握できるわけがありませんので、厳しく監視する体制をつくっていただきたいのですが、ご答弁をお願いいたします。

(中里勝夫 保健福祉部長) ケースワーカーの職務につきましては、国のほうの指針に沿いまして、一番多い方で月に一回訪問することが定められておりますが、これはあくまで監視という意味ではございません。自立を助長するための相談等に応じることが職務でございますので、そういった職務を通して生活実態を把握し、自立につなげていきたいということで取り組んでいるのが実態でございます。ご理解をお願いいたします。

(白石資隆議員) ケースワーカーの仕事は、自立を促すということですので、それとは別に、受給者の中で疑わしい人はかなりおりますので、そういった方々の生活実態を把握する必要があります。たまに行っただけではわかりません。どう見てもおかしい人、こういう方は、ふだんから見ていなくてはわからないのです。こういった人たちを監視する人、見ている人、発見する人、そういう体制をつくっていただきたいのです。これは、ぜひともよろしく願います。今のように、働くよりも生活保護を受給したほうが楽だという考えを蔓延させてはいけません。ですので、きちんと厳しい体制をとるように要望いたします。

次に、教育について質問いたします。教育は国の礎でありまして、どのような教育をしたかで、その地域、国のあり方が決まってまいります。よく家庭教育の問題が指摘されますが、その親も全員昔、学校で教育を受けてきました。その学校で教育を行うのは教員であり、教員の資質が子供たちに多大な影響を与えるため、教員の採用と人事評価は非常に重要であります。

しかし、昨今は、優等生タイプの教員は多くても、生徒指導能力にたけた熱血教員が大きく減り、教員と生徒の信頼関係や規範意識が学校現場に欠けていると感じてなりません。

(古澤利通 教育長) ただいまのご質問にお答え申し上げます。県教育委員会では、栃木の求める教師像を示し、自信と誇りを持って子供たちと向き合える教員の採用と育成に取り組んでおります。教員採用試験の面接委員には、さまざまな視点から人物を見きわめることができるよう、教育関係者だけでなく、各団体から推薦を受けたPTA関係者や、経験豊かな民間企業の人事担当者などを起用しているところであります。

また、教職員の評価に当たっては、評価者である校長及び教頭は、日ごろの授業や執務状況の観察を行い、本人の自己評価や他の教員からの意見も参考にするなど、多面的な評価に努めております。今後とも、児童生徒のよりよい成長のために、優秀な人材の確保と資質能力の向上を図ってまいりたいと考えております。

(白石資隆議員) 義務教育に絞って質問いたします。今の教員採用は、筆記試験、一次面接、二次面接があるかと思えます。そこで、確認ですが、筆記試験で最終合格者の三倍に絞られて、その後、一次面接と筆記試験の結果を合計して、最終合格者の一・五倍まで厳選されると聞いております。並びに、一次面接官は教員関係二名、PTA一名、行政職一名、二次面接官は教員関係二名、民間の人事担当一名、行政職一名と聞いていますが、これでよろしいでしょうか。これが一点。

並びに、私は過去の質問で、筆記試験よりも面接を重視するよう繰り返し述べているのですが、教育長の引き継ぎの際に、この件は引き継がれておりますか、教育長の考えをお伺いいたします。

(古澤利通 教育長) ただいまの再質問にお答えいたします。教員の仕事は、まず第一に授業を教えることですので、授業をしていく力がまず必要であると思えます。ただ、そのほかにも、ご指摘のように教員と生徒の信頼関係が大切でありますので、当然、教員の人間性も非常に大切であるかと思えます。そういう意味では、どちらもバランスよく見ていく。特に二次試験では人物を重視し、面接を重く見て採否を決めております。そういったことで対応しております。

(白石資隆議員) 最初に筆記試験があって、その後一次面接があります。筆記試験で最終合格者の三倍に減らされるが、一次面接の際に、一次面接の点数だけではなくて、筆記試験の結果も影響を受けるのですか、ご答弁願います。

(古澤利通 教育長) 再質問にお答えいたします。もちろん、筆記試験と面接の成績を合わせてということになります。

(白石資隆議員) 私はそのあたりが非常に問題だと思えます。結局、最終合格者の一・五倍になる



まで筆記試験の影響があるわけですので、筆記試験の割合がちょっと多過ぎると思います。それでは、どうしても筆記試験ができる人が優遇され過ぎです。私は、そのあたりが非常に疑問であります。教育委員会のほうでは、面接重視と言っておりますが、実際のところ、今あるように筆記試験に偏っております。今は、実際の子供の指導力を磨くよりも、教員試験に受かるために、専門学校に通って、教員試験のための面接とか筆記試験の勉強したほうが、楽に受かりやすいのです。このあたりは非常に問題であります。

また、この四人の面接官の構成にも少し疑問を持っております。もちはもち屋と言われますが、教員は特殊な仕事であります。大人の好みよりも子供に親しまれる人間性かどうかといったもののほうが教員には求められるかと思えます。短時間の面接でこれを見抜くのはプロでも困難なのに、この資質を教育現場を知らない方々が、割り当てて来たような方々が見抜けるのでしょうか。面接官はスポーツで言えば審判です。自分の専門外のスポーツの審判ができるのでしょうか。

私は、家が剣道場でありますので、常日ごろから子供と接しておりますが、教育長も教員ですから、よくわかると思えますけれども、教育者の資質と民間企業や行政職員の資質は全く違うと思うのですが、今の面接官は、教員関係者二名、それ以外が二名。外部の意見は重要であります。少し専門外の人の割合が高いのではないかと思っておりますので、学校教育に精通した面接官の割合を高めるべきだと思います。

特に、今の学校現場で欠けておりますのは、生徒指導能力であるとよく言われております。ですので、生徒指導能力で実績のある教員OBの方々がたくさんおりますので、こういった方々を面接官として起用してはどうかと思うのですが、教育長の考えをお伺いいたします。

(古澤利通 教育長) 再質問にお答えいたします。議員ご指摘のとおり、現在、教員二名、それから民間の企業の方、そしてPTA関係者と四人で面接をしております。教員の採用ですから、もちろん学校現場の感覚が非常に大切でありますし、そういう視点、そういう方の評価も大事だと思います。

と同時に、教員というのは子供を預かる仕事ですので、子供を預ける側の視点も、やはり大事なのではないかと考えますし、それから、教員というのは、教員である前に社会人であるのだと思います。一般社会人としてという観点からの見方も必要なのだらうと考えております。要するに学校現場からの視点と、社会一般の視点と、保護者の視点と、こういった多面的・総合的に人物を評価しようということで、現在の仕組みをとっておるわけでありまして。そういう意味で申せば、学校現場からの視点は、指導主事、管理主事が入っておりますので、それで見られるかと考えております。

(白石資隆議員) いろいろな視点は非常に大切かと思えます。ただ、特に今の教育現場で足りないのは、私は教員の生徒指導能力だと思うのです。ですので、こういった能力があるかどうかを見抜くのは、やはりそういう経験者だと思うのです。PTAとか民間の人とか行政とか、いろいろその方々の見方があるかと思えますが、生徒指導能力があるかどうかを見抜くのは、やはり経験者しかわからないと思うのです。ですので、今の学校現場にはそれが足りないと思っておりますので、そういった方々の起用も、ぜひとも考えていただきたいと思っております。

また、教員の人事評価についても、ぜひとも工夫をしていただきたいと思っております。実際には校長、教頭の判断で決まるようですが、校長の中には教育現場重視の方もいれば、中には自分の評価を気にして問題を起こさないことに重点を置く方もいるかと思えます。そこで、校長の評価だけでなく、同僚教員や部下の評価も基準に入れるべきかと思えます。

並びに、成人式がありますけれども、成人式に集まる成人たちは卒業から五年たっています。五年たつと、かなり客観的な視点を持っているかと思っておりますので、そういった方々に自分の母校の教員の評価についてアンケートをとってもいいのではないかと思います。ぜひともご検討のほどよろしくお願いたします。

また、仮採用期間中にいろいろ調べるかと思っておりますが、基準をもっと厳しくして、不適格な教員の方もおりますので、そういった方が本採用されないかわりに、もっと適切な人材がおりますので、適切な方が教員となれるよう枠を広げていただきたいと思っております。これは要望といたします。

次に、投票率について質問いたします。十一月に県知事選が行われますが、過去の投票率を見ますと、県内各市町によって投票率が大きく違います。前回で言えば、一番高い茂木町が約四六%、市長選と同時選挙であった宇都宮市が約四〇%、最低が小山市の約二二%でした。特に県南地域が低いのですが、これには何か原因があるのではないのでしょうか。県は、この投票率の差の原因をどのように分析し、投票率向上に向けた対策を講じていくのか、選挙管理委員会委員長にお伺いいたします。

(小林恒夫 選挙管理委員会委員長) ただいまのご質問にお答えいたします。近年の選挙における投票率の低下傾向につきましては、憂慮すべき事態として危機感を抱いているところであります。投票率は、有権者の政治意識や選挙の争点、投票日当日の天候、さらには都市化の進展など、さまざま

な要因によって左右されるものと言われておりますが、とりわけ若者の政治的無関心や選挙離れが、大きな要因であると考えております。

前回の知事選挙におきましても、二十代の投票率は県平均の二分の一の一六％と、全体の投票率を押し下げております。これに歯どめをかけ、向上に転じさせるためにも、若者の投票参加は最重要課題と考えております。

このため、選挙啓発の主体として活動できる青年リーダーの養成や、新有権者向けに投票参加を呼びかけるテレビCMの放送など、若者を対象とした啓発事業、さらには、学校教育と連携し、政治や選挙の仕組み、投票の大切さを理解してもらうため、県内の小中学校に副読本を配付する事業や、明るい選挙ポスターコンクールの実施などに取り組んでおります。昨年度からは、白鷗大学の学生が、県内の二十代の投票率アップを目指して組織しました「栃っこ！選挙推進プロジェクト」と連携いたしました。大学祭などにおいて、投票の重要性を訴える取り組みを始めたところであります。

今回の知事選挙では、二十になって初めて投票する未来の自分にあてて、五年前の中学三年生が書いた約四千名分のメッセージはがきを、本人に届ける事業を初めて実施いたします。また、県北、県央、県南の地区別に、多くの来客が見込める店舗を会場として、投票体験や選挙クイズなどの参加体験型イベントのほか、トークショーなどを開催して、投票日の周知や投票参加の呼びかけを行ってまいります。今後とも、市や町の選挙管理委員会や明るい選挙推進協議会と連携しながら、より一層創意工夫を重ね、投票率向上に積極的に取り組んでまいります。

（白石資隆議員） 質問の時間が限られておりますので、答弁は簡潔にお願いいたします。選挙管理委員会のほうでは今、いろいろなお話ございましたが、何をやっているのかよく見えてきません。栃木県のトップを決める県知事選は非常に重要ですが、低投票率であります。候補者が少ないことも原因でしょうが、県民に対する選挙情報が少な過ぎます。これは、選挙管理委員会の努力も足りないと思いますし、当然、我々県議の責任も大きいかと思えます。

ただ、客観的に見て、私は知事選の投票率の低さは、公職選挙法に原因があるかと思っております。まず、チラシ等が十六万枚しか認められておらず、県全域では七十六万世帯ぐらいあるのですが、五分の一程度しか行き渡らないのです。国政選挙はいつもテレビで報道されますが、地方選挙は余り報道されず、有権者にはわからないのです。報道されない分、チラシを初め、いろいろな情報が必要なのでありますが、公職選挙法で情報を提供することが限られております。ですので、地方選挙に関しましては、地方から声を出して、法律改正を求めるべきだと思います。これは本当は質問したかったのですが、要望とさせていただきます。

最後に、公共交通について質問いたします。県の公共交通には、電車、バス、タクシーがあります。県民の利便性及び他県から栃木に移り住む人をふやすためには、公共交通は重要であります。特にJR線、東武線の利用者が圧倒的に多く、全国的に見ても、公共交通の中の電車による利便性が高い地域ほど人口が増加し、悪い地域は人口が減少している傾向があります。

それを踏まえて公共交通を考えますと、市場原理だけに任せずに、民間ができないことに行政が積極的に関与することで、県民の利便性向上につながる対策が必要かと思えますが、県土整備部長にお伺いいたします。

（熊倉雄一 県土整備部長） ただいまのご質問にお答えいたします。公共交通は、日常生活や社会活動を支える重要な移動手段でありまして、県民だれもが安全で快適に利用できますよう、ネットワークの維持・充実が重要であると考えております。

そのため県では、とちぎ公共交通ネットワーク形成基本指針に基づきまして、交通事業者や市町村と連携し、公共交通の利便性や効率性の向上に向けまして各種施策を推進しているところでございます。施策の展開に当たりましては、適切な役割分担によりまして、鉄道や幹線バスなどの基幹交通につきましても、事業のノウハウを持つ交通事業者が、また、地域内交通につきましても、地域の実情を熟知している地元市町村が主体となって取り組んでおります。

県といたしましては、これらの取り組みに対しまして、路線維持のための運行費や運行改善、施設整備への補助等を行うことにより、引き続き公共交通の維持・充実に向け積極的に支援してまいります。

（白石資隆議員） 公共交通につきましても、具体的に提案するのですけれども、私も県議となって宇都宮に来るようになりまして、多くの方からJR線、東武線の終電が早過ぎると指摘されます。東京方面から下り電車で宇都宮までの遅い電車はありますが、宇都宮発の終電は全部早い。また、県北からの上りの電車も早い。県内で働く県民の利便性を考えますと、もっと遅い時間の公共交通も必要かと思えます。

これは、JRや東武に要望しても難しいかと思えますので、バス会社と連携して、主な駅から主な駅まで、特に宇都宮発ですね、終電の後の夜行バスを公共交通対策として走らせてはいかがでしょうか



か。地元のバス会社と話したら、県が事業が軌道に乗るまでかかわってくれれば、運行できると言っております。最初の試験運行、夜行バス運行の周知など、行政が携われれば十分にできる対策であり、県民の利便性は上がり、バス会社の雇用もふえるかと思うのですが、県土整備部長にお伺いいたします。

（熊倉雄一 県土整備部長） 再質問にお答え申し上げます。先ほども答弁いたしました。夜行バスなど、バスの事業につきましては、交通事業者がノウハウを持っていますので、交通事業者が、その需要によりまして運行することが基本だと思っております。それに県が運行費の補助をするなど、そういうことをするのが県の役割かと考えております。

（白石資隆議員） 私は、行政の役目というのは、民間が初期投資や宣伝費がかかるため、公益性のある事業もできない事業に対しまして、最初に行政が間に入って、民間がある程度軌道に乗るまで手助けをするのが、行政の役目かと思っております。そして、民間が独自でできるようになれば、行政は手を放せばいいのです。ただ、一番最初は民間業者だけにやらせても、公益性のある事業は非常に難しいので、最初だけでも行政が携わる必要があるかと思っております。逆に言えば、県営住宅のように、最初は行政がやったが、民間ができるようになったら、民間に任せればいいのです。

今、行政がやっていることというのは、民間が最初にはできないのに、手助けしてあげない。逆に、行政がずっとやっていて、民間ができることも手放さない。これが非常に多くの分野で行政の既得権益となっておりますので、行政の役目、民間の役目、これをきちんと精査していただきまして、行政として対応していただきたいと思っております。

以上をもちまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。